

○愛知淑徳大学における公的研究費等不正防止に関する基本方針

令和4年4月1日

本学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、社会からの信頼と負託に応えるべく、次のとおり、公的研究費等の不正防止に関する基本方針を定める。

1. 公的研究費等の不正防止に関する機関内の責任体系を明確に定め、学内外に公表する。
2. 公的研究費等の不正防止に関するコンプライアンス教育及び啓発活動を定期的実施し、学内全体の意識向上及び浸透を図る。
3. 公的研究費等の使用ルール等が適切かつ明確に情報共有・共通理解される体制の整備を行う。
4. 公的研究費等の不正を誘発させる要因を把握し、実効性のある不正防止計画を策定・実施する。
5. 公的研究費等の適正な管理・運営のため、実効性のあるモニタリングを実施する。

以上